秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の 変更に関する協議書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、平成28年4月 1日から、秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務に水道事業の経営に関することを加えるとともに、同組合規約を別紙のとおり変更することについて協議する。

平成27年7月10日

秩父市長 久喜邦



横瀬町長 富田能



皆野町長 石木戸 道



長瀞町長 大澤 タキ



小鹿野町長 福 島 弘









育學





秩父広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約

秩父広域市町村圏組合規約(昭和45年埼玉県指令地第761号)の一部を次のように変 更する。

第3条第8号イ中「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)」の次に「、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和43年政令第14号)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年通商産業省令第11号)」を加え、同条に次の1号を加える。

(10) 水道事業の経営に関すること。

第19条を次のように改める。

(経費の支弁方法等)

- 第19条 組合の経費は、組合の事業から生じる収入その他の収入をもつて充て、なお不足があるときは、別表により組合市町が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、組合の経費のうち第3条第10号に規定する水道事業に係る 経費は、当該水道事業に係る料金、企業債、補助金、出資金、負担金その他の収入をもつ て充てる。
- 3 前項の補助金、出資金及び負担金の負担割合は、組合市町の協議により定める。 別表中「負担区分」を「負担割合」に改め、同表に次のように加える。

上記以外	均等割 25%	
	人口割 75%	

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、埼玉県知事の 許可のあった日から施行する。

(準備行為)

2 変更後の規約第3条第10号に規定する事務を共同処理するために必要な準備行為は、 この規約の施行前においても行うことができる。

(承継)

3 組合は、秩父市水道事業、横瀬町水道事業、小鹿野町水道事業及び皆野・長瀞上下水道 組合水道事業の経営に関する事務並びに当該水道事業に係る財産及び権利義務を平成28 年4月1日に承継するものとする。